

## 新潟市多目的粉碎機貸出要領

### (目的)

第1条 この「新潟市多目的粉碎機貸出要領」(以下「要領」という。)は、条件付特定外来生物である「ミシシッピアカミミガメ(以下、「アカミミガメ」という。)」について、捕獲した個体を堆肥化など有効活用することにより、潟などの水辺空間に侵入したアカミミガメを効果的に防除とともに、命の大切さや外来生物防除の啓発を進めることを目的として、市長が所有する多目的粉碎機(以下「粉碎機」という。)の貸出に関して必要な事項を定める。

### (貸出の対象)

第2条 貸出の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす新潟市内に住所を有するものとする。

- (1) 堆肥化などアカミミガメの有効活用を行っている団体又は個人。
- (2) 現にアカミミガメが大量に発生している市内の水辺空間等でアカミミガメの捕獲を行っている団体又は個人。

2 その他、市長が特に認める場合はこの限りでない。

### (貸出事業実施期間)

第3条 毎年度の4月1日を貸出事業開始日、翌年3月31日を貸出事業終了日とし、この期間を貸出事業実施期間とする。ただし、4月1日又は3月31日が休日の場合は、貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌開庁日とする。

### (貸出の期間)

第4条 貸出の期間は、貸出事業実施期間のうち、アカミミガメの有効活用を行う連続した期間とし、貸出日から最長6箇月以内とする。

### (貸出の希望申請)

第5条 貸出を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則貸出を希望する日の概ね2週間前までに、「新潟市多目的粉碎機貸出希望申請書」(様式1、以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

### (貸出の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書により、粉碎機の設置場所や設置範囲、貸出期間等を審査し、申請者と粉碎機設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、「新潟市多目的粉碎機貸出承認通知書」(様式2、以下「通知書」という。)により、貸出期間、内容等を通知する。

2 貸出粉碎機を受領した者は、「新潟市多目的粉碎機受領書兼誓約書」(様式3)を市長に提出するものとする。

(貸出物品の運搬)

第7条 通知を受けた申請者は、市長が指定する場所で貸出粉碎機を受領し、自らが設置場所まで運搬するものとする。ただし、市長が緊急に粉碎機を設置する必要があると判断した場合は、市長がこれを運搬する。

(貸出物品の返却)

第8条 借受人は貸出期間が満了した場合、粉碎機の設置が不要となった場合又は貸出期間満了前に市長との協議により返却を求められた場合は、速やかに市長が指定した場所に貸出粉碎機を返却するものとする。

2 借受人は貸出粉碎機を返却する際、「新潟市多目的粉碎機利用状況報告書」(様式4)を市に提出しなければならない。

(貸出期間の延長)

第9条 借受人が貸出期間の延長を希望する場合は、期間満了前に再度申請書を提出し、市長が適当と認める場合は、通知書により貸出期間、内容等を通知し、引き続き貸出をすることができる。

(粉碎機の設置、管理等)

第10条 貸出粉碎機の設置は、借受人が行うものとし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、市長が行うことができるものとする。ただし、市長が緊急に粉碎機を設置する必要があると判断した場合は、市長が設置するものとする。

- 2 貸出粉碎機の管理については、借受人が市長の指示に従って行うものとする。
- 3 粉碎機の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- 4 粉碎機の使用に際して生じた損害及び第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに市長に報告し、借受人がその費用を負担するものとする。ただし、損害が自然災害等、借受人の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りでない。

(貸出状況の管理)

第11条 市長は、電子データ等により申請者、貸出期間、内容等を管理する。

2 市長は、設置された貸出粉碎機の状況、効果等を申請者に照会することができる。

(経費の負担)

第12条 市長は、本事業に基づく粉碎機の貸与は、無償で行うものとする。ただし、粉碎機の稼働に係る燃料費や通常のメンテナンス費用など、粉碎機の維持管理に係る費用は、借受人が負担するものとする。

(その他の留意事項（安全配慮等）)

第13条 借受人は、貸出粉碎機を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(様式 1 )

年　月　日

新潟市多目的粉碎機貸出希望申請書

(宛先) 新潟市長

(申請者)

住　所

氏　名

電話番号

新潟市多目的粉碎機の貸出を申請します。

貸出粉碎機を設置する場所	新潟市　区
貸出期間	年　月　日から 年　月　日まで (最長 6箇月以内)
アカミミガメ等捕獲の状況	
現在行っている有効活用	

(様式2)

新 第 号  
年 月 日

新潟市多目的粉碎機貸出承認通知書

様

新潟市長

年 月 日付で申請のあった多目的粉碎機の貸出について、下記のとおり通知します。

記

- 次のとおり貸出することを承認します。

1 貸出する多目的粉碎機

式

2 貸出期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 注意事項

- 多目的粉碎機の使用にあたっては、安全の確保に努めるとともに、設置及び維持管理を適正に行うこと。
- 多目的粉碎機の稼働に必要な燃料費や通常のメンテナンス費用など維持管理に係る費用は、借受人が負担するものとする。
- 多目的粉碎機の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- 多目的粉碎機の使用に際して生じた損害及び第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに市長に報告し、借受人がその費用を負担するものとする。ただし、損害が自然災害等、借受人の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りでない。
- 貸出期間が満了した場合、途中で不要になった場合又は貸出期間満了前に市長との協議により返却を求められた場合、速やかに市長が指定した場所に貸出を受けた物品を返却すること。

(様式3)

年　月　日

新潟市多目的粉碎機受領書兼誓約書

(宛先) 新潟市長

住　所  
氏　名  
電話番号

年　月　日付新　第　号で貸出された下記の貸出粉碎機について  
は、確かに受領しました。当該物品を借り受けるにあたり、注意事項を遵守します。

記

1 貸出粉碎機

式

(様式4)

年　月　日

新潟市多目的粉碎機利用状況報告書

(宛先) 新潟市長

(借受人)

住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付　第　号で貸出承認を受けた貸出粉碎機の利用状況  
について報告します。

利用期間	年　月　日から　　年　月　日まで
設置場所	新潟市　　区
有効活用の内容	
利用結果 (効果)	